

## 第8回八王子市職拡大闘争委員

### 【協議事項】

#### 1. 給与水準の見直しについて

##### 《交渉の経過》

2/10

当局側は『全国のほとんどの自治体が国の給与構造改革への対応を完了する中、残されたのは三多摩の自治体のみとなった。結果、本市の給与水準は全国で上位に位置している。また、過去最大の税収の落ち込みにより本市の財政状況は21年度から巨額に税収不足となり、22年度の当初予算では120億円も足りない状況にある。職員の生活を守る立場として断腸の思いではあるが、職員への給料について国の給与構造改革への取り組みをお願いしたい』

組合側は『この間、国が実施した給与構造改革（地域給問題）については、八王子市の給与体系にはなじまないと労使で確認した。この段階で国が進めた地域給本俸△4.8%の実施の考え方を提案したことは今までの労使協議の確認とは相反するものであり遺憾である。本市の給与水準は国や都、三多摩各市と比べると一定以上にあることは理解できるが、人事委員会を持たない八王子市において賃金の水準を決めることは難しい』とし、どこを基準とするのか強く求めました。

2/11

当局側は『八王子市の地域手当は国基準12%で基準を超えての配分変更は難しく、全国水準の国の考え方で給与水準を見直すしかない』

組合側は『2005年に国人勸から都人勸に切り替えてから、賃金改定は国人勸を上回るマイナス改定を行ってきた。国に立ち返るなら2005年まで遡って見直しを図るよう』強く求めました。

当局側は『三多摩を除く全国の自治体で給与構造改革を実施し、八王子市の給与は全国トップの水準にあり自治体間の均衡は図らなくてはならない』とし一歩も引く姿勢にありません。

組合側は『他の自治体の給与水準は給与構造改革により八王子市の給与水準より低くあることは認識しているが、賃金水準をどこに置くのか、当局側の考え方の国を基準とするのであれば、国が給料表を4.8%下げて実際は現給補償（給与はそのままで定期昇給を延伸）している。八王子市は昨

年枠外給料表の廃止により 0.4%下げたので残りの 4.4%下げたいとしているが、4.4%も給料を引き下げるとは職員にとって生活に大きく影響し認めるわけにはいかない』

2 / 1 2

当局側は、数字の根拠について『2005 年からの国準拠から都準拠に変えてきた改定率の差を足し上げてその差が 3.19 になり一律 3.0%下げ、残りの 1.4%現給補償したい』【市改定率 1.54－国の改定率 0.33＝差が 1.21（表）4.8－0.4－（市－国）1.21＝3.19 を一律 3.0%】と考え方を説明しました。

組合側は『数値の根拠は理解できたが、この間の労使で地域給△4.8%は八王子市の給与体系になじまないとしてきたことを棚上げにして、一方的に国の△4.8%の考を示すのはおかしい』としました。また、給料の引き下げは認められるところではありませんし、更に現状の職場環境は時間外的大幅な増大等抜本的に改善が求められているところです。組合としては、給与水準の協議だけでなく職員が意欲を持って働ける環境整備について下記の 5 項目について要求しました。

当局側が前向きに検討することを約束し週明け 1 5 日に交渉することとしました。

#### 【要求事項】

1. 行政職の増員採用と現場職職員の採用
2. 任期付職員の給与水準アップ  
(一般事務職の給料表の格付を大卒程度に)
3. 嘱託職員の報酬額基準の定型的業務職員を I 種初任給程度とすること
4. 特例臨時職員と臨時職員の時間単価アップ
5. 嘱託職員と特例臨時職員の互助会加入

2 / 1 5

当局側は要求 5 項目について考え方を示す。

行政職の増員採用と現場職員の採用については「業務実態に応じた人員体制の整備を行っていく。現場職職員の採用についても具体的な協議を行う」とした内容で、何時、どのくらいの採用するのか具体的な回答ではなく認められないとしました。

また、任期付職員や非正規職員の給与水準アップについても十分な内容とはいえません。当局側に今一度検討し直すよう回答書は受け取らず、交渉を 16 日に持ち越すこととしました。

2 / 1 6

当局側は組合要求 5 項目について再度回答を示しました。

組合として一定受け入れられる内容ではあったが、当局側の考え方に  
一歩踏み込んで確認し要求の回答を受け入れることとしました。

当局側は、国の給与構造改革の 4.4%給料表を下げ、 $\Delta 4.4\%$ の内 $\Delta 3\%$ を本給  
削減し、残りの $\Delta 1.4\%$ 分は現給補償するとした考えを変えようとしま  
せませんでした。

組合側は「国は給料表を 4.8%下げたが、現給補償し実質 4.8%まで本給は下が  
っていない」とし平行線のまま交渉は翌日に持ち越すこととしました。

## 2. 人員交渉

《別紙資料 1 参照》

P～

## 3. その他